

第10回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和5年9月8日
場 所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1番	多湖 文貴	出	2番	伊藤 幸子	出	3番	中村 進也	欠
4番	遠藤 良幸	出	5番	藤田 一房	出	6番	松葉 里美	欠
7番	伊藤 貴美	出	8番	伊藤 和雄	出	9番	小林 政俊	出
10番	岡田 康平	出	11番	中村 正治	出	12番	近藤 秀樹	出
13番	片岡 節男	出	14番	樋口 久義	出	15番	伊藤 治義	出

開 会 時 刻 午前 9時00分
閉 会 時 刻 午前 9時40分

1 開会の辞 事務局長(種村明広)	ただいまから第10回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。
2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)	お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第10回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。 只今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第10回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) 議長	それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、5番議席藤田一房委員と、7番議席伊藤貴美委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。
(日程第2) (日程第3) 議長	それでは、報告第17号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、報告第18号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を一括して議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>日程第2 報告第17号</p> <p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和5年9月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっていきます。</p> <p>今回の法人2団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>続きまして日程第3 報告第18号</p> <p>農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和5年9月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、12件、12筆、面積 16,813 m²であることを報告します。</p> <p>報告第17号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。また、報告第18号については、合意解約による通知を受けたものです。</p> <p>報告事項について質問等がありましたらお願いします。 質問がなければ次に進みます。</p> <p>(日程第4) 議長 続きまして、議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
-----	--

事務局	<p>日程第4 議案第52号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和5年9月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>今回の案件は全て中間管理機構分です。14件、18筆、総面積29,776m²です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。今回は、全て公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定です。</p> <p>内容について、何か質問等ありましたらお願ひいたします。</p> <p>特に無いようですので、議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」について採決に入ります。</p> <p>本議案につきましては、[REDACTED]に関する案件が含まれております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、当議案のみ [REDACTED] を除いて採決を取りたいと思います。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
-----	---

<p>(日程第5)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>続いて議案第53号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第5 議案第53号</p> <p>農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があつたので議決を求める。令和5年9月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、3件、5筆、面積4,089m²です。</p> <p><32番案件>の申請地は、大安町石榑南地内の畠です。 譲受人である菰野町の[REDACTED]が大安町石榑南の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、487m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><33番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の畠です。 譲受人である員弁町北金井の[REDACTED]が桑名市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、1,610m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><34番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の田畠です。 譲受人である員弁町北金井の[REDACTED]が員弁町北金井の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、1,992m²を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>以上3件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第53号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
--	--

		<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
(日程第6)	議長	<p>続きまして、議案第54号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第6 議案第54号</p> <p>農地法第4条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和5年9月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1件、1筆で 521 m²です。</p> <p><3番案件>は、大安町片樋地内の畠です。</p> <p>議案第56号使用貸借権設定許可申請 11番案件が関連しますので、併せてご説明いたします。農地区分は、2種農地です。</p> <p>転用計画としては、今回4条申請部分は、申請人である大安町片樋の [] が、すでに建築済みの農家住宅及び農業用施設を是正申請するものであり、始末書が添付されております。</p> <p>5条申請部分については、使用借人である [] が議案書に記載の2筆、1,128 m²の内 607 m²を、農家住宅へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は盛土を行い、周囲にコンクリート壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、污水排水は下水道を利用します。雨水排水は既存の道路側溝へ放流予定です。</p> <p>以上 1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、9月1日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
	現地調査委員	<p>議案第54号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確</p>

	<p>認められませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第 54 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を三重県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
(日程第 7) (日程第 8)	<p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続きまして、議案第 55 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 56 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第 7 議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和 5 年 9 月 8 日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1 件、1 筆で 925 m²です。</p> <p><35 番案件>は、藤原町市場地内の田です。農地区分は、2 種農地です。現況は田です。</p> <p>転用計画としては、譲受人である東京都に住所を有する [REDACTED] [REDACTED] が、大阪市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆、925 m²を、太陽光発電用地として転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地し、周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。</p> <p>続きまして、日程第 8 議案第 56 号</p>

	<p>農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和5年9月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1件、2筆で 607 m²です。</p> <p><11番案件>は、議案第54号農地法第4条にて説明いたしましたので、省略いたします。</p> <p>以上5条所有権移転1件、使用貸借1件の計2件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>これらの案件につきましても、9月1日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第55号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」1件、議案第56号「同法の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第55号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第56号「同法の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>

		<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第9)	議長	<p>続きまして、議案第57号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第9 議案第57号 非農地証明願承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和5年9月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は5件、6筆、2,123.52m²です。</p> <p><29番案件>の申請地は、藤原町市場地内の台帳地目、畠の1筆です。</p> <p>願出者は藤原町市場の [REDACTED] で、昭和51年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><30、31番案件>は関連しますので併せてご説明いたします。</p> <p>申請地は、員弁町畠新田地内の台帳地目、畠の3筆です。</p> <p>願出者は員弁町畠新田の [REDACTED]、北金井の [REDACTED] で、平成7年から [REDACTED] の宅地に転用しており、現在に至っております。</p> <p><32番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の台帳地目、畠の1筆です。</p> <p>願出者は大安町宇賀の [REDACTED] で、昭和20年から宅地に転用しております。</p> <p><33番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の台帳地目、田の1筆です。</p> <p>願出者は桑名市の [REDACTED] で、昭和49年以前から宅地に転用しております。</p> <p>以上5件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくお願ひします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後20年以上経過した土地についての証明です。事務局において20年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p>

		何か質問はありますか。
		他には特に無いようですので、議案第 57 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。
		全委員挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。
5 その他	議長	議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 他に事務局から何かありますか。
	事務局	現在、10 年先の農地の地域計画を各集落で検討されております。今後の流れですが、10 月末までに地域集落にて地域計画の素案を作成していただき、それからの 2 年間にその素案をまとめ、指導して計画を作ることが、国の指針で決められております。そして、その計画を具現化していく中で、地域の農業委員や推進委員も間に入っていただくと思いますので、御協力をお願いします。
	伊藤治義委員	地域計画は農業委員会が主体でやっていくという理解でよろしいでしょうか。
	事務局	素案は農業委員会事務局がまとめ、目標地図を市が作成していきますが、農業委員、推進委員、営農推進委員、農家組合、集落営農などが主体となって地域計画を進めていく予定です。
	伊藤治義委員	現状、地域の話し合いを行っているが内容が分かりにくいで。地域の話し合いに農業委員が入っていない場合知りえない事も多いので、次回の委員会で市が事前に作成した資料を配布してもらうはどうでしょうか。
	事務局	配布させていただきますので、よろしくお願いします。
6 閉会の宣言	議長	次回は、10 月 3 日午前 9 時から現地調査、10 番議席岡田康平委員と 11 番中村正治委員は出席をお願いします。

	次回委員会は、10月10日です。場所は、シビックコア棟2階第2研修室となります。よろしくお願ひします。
【午前9時40分閉会】	それでは、これをもちまして第10回いなべ市農業委員会を終了します。 ありがとうございました。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者